

## 建築確認・検査の申請手数料(朱書きが改定手数料)

### 1. 建築物

①建築確認申請手数料及び仮使用認定手数料（構造計算書がある建築確認申請手数料は②を加算した額とする）

申請部分の床面積の合計	単独申請の場合	型式認定もしくは 当センターで性能評価等 を申請している場合※1	仮使用認定手数料※2
100㎡以内	16,000円	10,000円	25,000円
100㎡超 300㎡以内	24,000円	14,000円	34,000円
300㎡超 500㎡以内	33,000円	23,000円	47,000円
500㎡超 1,000㎡以内	57,000円	47,000円	79,000円
1,000㎡超 2,000㎡以内	82,000円	71,000円	113,000円
2,000㎡超 5,000㎡以内		184,000円	204,000円
5,000㎡超 10,000㎡以内		225,000円	296,000円
10,000㎡超		408,000円	388,000円

※1 性能評価等とは、性能評価・長期優良・低炭素住宅・BELSの技術的審査のことをいう。

※2 仮使用認定手数料は建築物の仮使用する部分の床面積とする。

②構造計算書加算手数料

申請部分の床面積の合計	加算手数料(現行手数料)	手数料額算出
100㎡以内	24,000円	※構造上2棟以上の場合は、 各棟ごとの床面積で算出 した額を合計して、①確認 申請 手数料へ加算する。
100㎡超 300㎡以内	28,000円	
300㎡超 500㎡以内	44,000円	
500㎡超 1,000㎡以内	80,000円	
1,000㎡超 2,000㎡以内	98,000円	
2,000㎡超 5,000㎡以内	106,000円	
5,000㎡超 10,000㎡以内	166,000円	
10,000㎡超	200,000円	

③検査申請手数料（省エネ適合義務の完了検査手数料額は④を加算した額とする）

申請部分の床面積の合計	完了検査申請手数料		中間検査申請手数料※4	
	右欄以外	型式認定もしくは 当センターで性能 評価等を申請して いる場合※3	右欄以外	型式認定もしくは 当センターで性能 評価等を申請して いる場合※3
100㎡以内	19,000円	14,000円	14,000円	12,000円
100㎡超 300㎡以内	27,000円	21,000円	19,000円	17,000円
300㎡超 500㎡以内	39,000円	32,000円	27,000円	
500㎡超 1,000㎡以内	62,000円	53,000円	43,000円	
1,000㎡超 2,000㎡以内	82,000円	72,000円	58,000円	
2,000㎡超 5,000㎡以内		143,000円	100,000円	
5,000㎡超 10,000㎡以内		204,000円	143,000円	
10,000㎡超		306,000円	153,000円	

※3 性能評価等とは、性能評価・長期優良・低炭素住宅・BELSの技術的審査のことをいう。

※4 中間検査申請手数料は中間検査を行う部分の床面積の合計（2階床とそれまでの下の各階の床面積の合計）で算定する。

④省エネ適合義務完了検査加算手数料（計算対象外の部分を除いた面積を適用する。）

省エネ適合性判定を当センターで受けている場合	省エネ適合性判定を当センターから受けていない場合
③の完了検査手数料の20%	③の完了検査手数料の40%

### 2. 建築設備・工作物

建築設備・工作物	建築確認申請	変更申請手数料	完了検査申請手数料
エレベーター	20,000円	10,000円	23,000円
小荷物専用昇降機	11,000円	7,000円	17,000円
工作物	22,000円	10,000円	17,000円

### 3. 確認を受けた計画の変更申請（規程第24条）に係る手数料

- 一 熊本県計画変更床面積算定準則に準じた床面積の算定方法による。
- 二 計画変更して建築する場合（移転する場合を除く。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積。
  - ア 当該計画変更が直前の確認済証を（一財）熊本建築審査センターから受けている場合は、当該計画変更に係る部分の床面積の2分の1
  - イ 当該計画変更が直前の確認済証を（一財）熊本建築審査センターから受けていない場合は、当該計画変更に係る部分の床面積

（なお、床面積を増加する部分については、ア、イそれぞれ当該増加する部分の床面積で算定する。）

### 4. 建築物の移転・用途変更・模様替え等の手数料に係る床面積の算定

建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途の変更をする場合の床面積は、当該移転、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。